

株式会社 万緑

「重要事項説明書」

まめまめ保育園

まめまめ保育園 重要事項説明書

令和7年11月1日改定

保育の提供の開始に当たり、本所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	株式会社 万緑
所在地	白石市西益岡町5-53
電話番号	022-24-4644
代表者氏名	代表取締役 小林 裕人

2 利用施設

施設の種類	事業所内保育事業		
施設の名称	まめまめ保育園		
施設の所在地	多賀城市桜木2丁目2-22		
連絡先	電話番号022-766-9101 FAX022-766-9102		
管理者	小林 裕人		
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童（原則3歳未満児）		
利用定員	0歳	3人（内地域枠 1名）	
	1歳	6人（内地域枠 1名）	
	2歳	6人（内地域枠 2名）	
開設年月日	平成28年 4月 1日		
認可年月日	令和 5年 10月 1日		
確認年月日	令和 5年 10月 1日		

※3歳以上児については、原則として幼稚園等への転所という取扱いとなります。

3 サービスの目的・運営方針

まめまめ保育園（以下「本園」という。）は、次の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 本園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭や地域との密接な連携の下に、児童

の状況や発達過程を踏まえ、安定した環境のもとで十分自己を発揮できるようにし、養護及び教育を一体的に行うものとする。

- (3) 本園は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
- (5) 本園は、保育目標を達成すべく事業を実施するものとする。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1962.69 m ²
	代替園庭	上谷地岸公園 237 m ²
園舎	構造	軽量鉄筋造
	延べ面積	78.87 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	14.5 m ²
ほふく室	1室	
保育室	2室	1歳児 (27.9 m ²)、2歳児 (15.0 m ²)
調理室	1室	21.41 m ² (高齢者施設と兼用)
事務室	1室	14.50 m ² (高齢者施設と兼用)
調乳室	1室	3.75 m ²
沐浴室	1室	1.5 m ²
トイレ	1室	4.15 m ²
屋外遊技場	1室	19.75 m ²
冷暖房、床暖房、空気清浄機完備		

(3) 保育標準時間認定 (11 時間) と保育短時間認定 (8 時間) に関する保育時間

標準時間…月曜日から土曜日の保育時間	午前 7 時 30 分から午後 18 時 30 分 (11 時間)
短時間…月曜日から土曜日の保育時間	午前 9 時 00 分から午後 17 時 00 分 (8 時間)
※短時間に限る延長保育時間 (月曜日から金曜日)	午後 17 時 00 分から午後 18 時 30 分まで 月額 1100 円

(4) 保育を提供する日

保育を提供する日	月曜日から土曜日
保育の提供を行わない日	年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日) 及び祝祭日は休園となります。また、災害等非常時の際も休園となります。

(5) 提供する保育の内容

本園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日 厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記 4-（3）に記載する時間において、保育を提供します。

② 食事の提供

児童の年齢に応じ、次のとおり食事の提供を行います。

ア 0 歳児 一人ひとりの成長に応じ、ミルク・離乳食・幼児食へと移行します。

イ 1 歳児及び 2 歳児 午前間食、昼食、午後間食

※一人ひとりの成長の段階に応じた内容とするため、上記と異なる対応である場合があります。

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギーについても別途対応しています。

5 職員体制

責 任 者	1 人
保 育 士	人員配置基準+ 1 人以上
看 護 師	
調 理 員	2 人以上
事 務 員	1 人

※状況により職員体制人数の変動もあります。（最低基準人数以上は配置）

6 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
その他	別表

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を受けたお住まいの市町村が定める保育料を本園にお支払い頂きます。ただし、非課税世帯の児童は保育料が無償化されます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金など

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

7 支払い方法

口座振替になります。

※振替日（引き落とし日）は原則 27 日です。

なお、27 日が土日祝日の場合は、その翌営業日が振替日となります。

8 利用の開始に関する事項

・本園では、市からの調整後、面接等の審査を行い（主に集団保育が可能かという視点での審査です。）、本園での保育が可能と判断された場合は、別に定める契約書を締結いたします。

・保護者が本園を運営する会社の従業員である場合、運営する会社との調整後、面接等の審査を行い、本園での保育が可能と判断された場合は、別に定める契約書を締結いたします。

契約書には、この重要事項説明書の内容が主に記載されています。

9 利用の終了等に関する事項

(保護者からの契約解除)

- 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- 事業者が解散命令を受けたとき又は破産したとき。
- 事業者が事業所内保育事業者（A型基準）の認可を取り消された場合。
- 事業者が正当な理由なく保育の提供を拒否したとき。
- 事業者が守秘義務に反したとき。
- 事業者が法令等の社会的義務に反したとき。
- 事業者が児童、保護者又はその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき。

(事業者からの契約解除)

- 3歳に達した年の年度末を迎えたとき。
- 特別な事由がなく引き続き20日以上欠席したとき。
- 児童の保護者が保育上の指示に従わないとき。
- 感染症又は保育に支障のある疾病にかかっているとき。
- 退園の届け出があったとき。
- 保護者が利用契約書第8条に定める費用の支払を遅延した場合で、費用の支払の催告期間が経過しても支払わないとき。
- 保護者が事業者や事業所の職員又は他の保護者や児童に対して、重大な背信行為を行ったとき。
- 保護者が本園を運営する会社の従業員である場合、本園を運営する会社を退職したとき。(ただし、多賀城市内在住者で保育を必要とする事由の条件に満たし保育の認定を受けた方を除く)

10 申請内容の変更に関する事項

教育・保育給付認定の申請書類に変更が生じた場合には、教育・保育給付認定変更申請書兼記載内容変更届の記載をお願いしています。変更が生じる月の前月の25日までにご提出ください。

提出がない場合、保育料に不利益な影響がある場合がありますので、変更があった場合は、速やかに本園又は多賀城市までお問い合わせください。

1 1 保育に関する事項

<教育・保育計画（年間）>

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行う。

保育方針

1. 子どもたちの心身の健康を育む。
2. 子どもたちの自発と自立を支える。
3. 子どもたちの創造力と表現力を培う。

保育目標

1. 自然の中でたくましく育つ子
2. あそびの中で興味関心を見つける子
3. 仲間の中にいることを喜ぶ子

クラス	教育・保育計画
0歳児	安心できる環境の中で園生活を過ごす。
1歳児	想いを受けてもらうことで安心して自分を表現し、共感する喜びを通して関わりを広げていく。
2歳児	何事にも挑戦し、できた喜びを友だちと共有する。
その他 (年間行事)	個別懇談、七夕、まめまめまつり、遠足、 クリスマス会、豆まき、ひな祭り、大きくなったねの会 お誕生会（誕生児がいる月）、避難訓練（毎月）、

保護者参加行事は年度初めにお知らせ致します。

<クラス編成>

年齢	クラス名
0歳児（定員3名）	ひよこ
1歳児（定員6名）	はな
2歳児（定員6名）	そら

<毎日の保育の流れ>

0歳児（ひよこ）		1.2歳児（はな・そら）	
7:30	早朝保育（随時登園） 合同保育 自由遊び	7:30	早朝保育（随時登園） 合同保育 自由遊び
9:30	排泄、睡眠 おやつ （離乳食完了の子のみ）	9:30	排泄 おやつ
10:00	クラス毎の保育 （朝のお集まり・中心活動）	10:00	クラス毎の保育 （朝のお集まり・中心活動）
11:15	昼食	11:15	昼食
12:20	午睡	12:20	午睡
15:00	おやつ	15:00	おやつ
16:00	自由遊び 随時降園	16:00	自由遊び 随時降園

1 2 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施します。

児童健康診断	全児童	2 回
歯科検診	全児童	2 回
身長体重測定	全児童	毎月 1 回

(2) 健康管理、病気のときの対応

- 毎朝視診、検温をして、児童の健康を把握する。
- 児童の発熱、身体の不調の場合は、保護者に早急に連絡する。
- 医療機関に受診が必要な場合は、保護者に連絡してから受診する。
- 投薬が必要な場合は、依頼票に記入、1 回の投薬分に分けて保育士に依頼して下さい。依頼票は玄関にあります。

1 3 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生した場合、感染が蔓延しないように衛生管理を適切に実施します。

- 感染症及び食中毒が発生しないように、健康管理、衛生管理を徹底する。
- 感染症及び食中毒が発生した場合には、医療機関、保健所の指導のもとに対応する。更に、全児童の家庭に状況を連絡し、拡大防止に努める。

1 4 地域防災拠点、広域避難場所

まめまめ保育園近隣の地域防災拠点、広域避難所は次のとおりです。

地域防災拠点	国土交通省東北地方整備局東北技術事務所
大規模災害時指定収容避難所	多賀城中学校

(1) 地震発生時の対応

登園前

- ・地震の規模に限らず、**津波注意報**が発令された時点で登園はご遠慮いただき自宅待機とさせていただきます。その後の対応に関しましては随時ご連絡をいたします。

保育時間中

- ・**津波注意報**が発令された段階では当施設の 2 階へ避難いたします。
- ・**津波警報、避難指示**が発令された場合には「びっくり市」お隣の介護施設「ピーコムライフ桜木」へ避難いたします。

※注意事項※

避難指示が発令中は避難場所へのお迎えもご遠慮いただきます。

(2) 災害用伝言ダイヤルの使い方（園からの伝言を再生する方法）

- ① 1 7 1 をダイヤル
- ② 2 を押す
- ③ 保育園の電話番号を入力 0 2 2 - 7 6 6 - 9 1 0 1
- ④ 1 # を押す
- ⑤ 再生されます

1 5 緊急時における対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡し、状況に応じて救急車を呼ぶなどの対応をとらせていただきます。事故や怪我が発生した場合は保護者と本園嘱託医に連絡して、診察を受けるなどの対応をとらせていただきます。

1 6 嘱託医

本園は、次の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院
所在地	塩釜市錦町 1 6 - 5
電話番号	0 2 2 - 3 6 5 - 5 1 7 5

(2) 歯科

医療機関の名称	こぐえ歯科クリニック
所在地	塩釜市旭町 1 8 - 1 1
電話番号	0 2 2 - 3 6 5 - 3 7 2 8

1 7 非常災害時の対策

防火管理者	小林 裕人
消防計画届出年月日	令和 7 年 9 月 17 日
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。
備蓄等	・非常用食糧 有 ・飲料水 有 ・日用品 有 ・自家発電装置等 有

1 8 秘密保持

本園では、管理者及び職員並びに職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員に対して、厳しく指導をしています。

特に、世帯の所得に関する情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用いたします。

また、児童に関する情報についても、法の規定がある場合を除き、同意なく、他の者に提供することはありません。ただし、地方公共団体等が収集する場合で事務の執行上やむを得ないと認められる場合及び児童の生命又は身体の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りではありません。

提供する場合にあっては、提供したものに対して、本人の同意なく他の目的又は他の施設等への使用又は提供を行わない旨誓約させます。

1 9 連携施設

連携施設の名称	桜木花園幼稚園
連携施設の種類	私立幼稚園
所在地	多賀城市桜木3丁目5-1
連携協力の概要	保育内容の支援、代替保育の提供 保育の提供が終了した児童の受け入れ

2 0 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を次のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者：猪俣 利恵 責任者：小林 裕人 ・利用時間 8：15 ～ 17：15 ・電話番号 022-766-9101 F A X 022-766-9102 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	伊藤 幸義	電話番号 090-4552-3497
行政機関	宮城県 子育て社会推進室	電話番号 022-211-2529
	多賀城市 子ども政策課	電話番号 022-368-1141

※ 本園では、要望・苦情等があったことにより、当該要望・苦情等を行った保護者の特定や児童への差別的取り扱いを行いませんので、御安心ください。

2.1 不当介入、不当要求に対する措置

本園は、当局の指導により、保育事業所の運営に当たり暴力団員による不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、多賀城市に対しその旨を報告します。

また、暴力団員ではない保護者等からの不当要求を受けた場合にも、これに準じた対応を行います。

2.2 児童虐待（DV）に対する措置

本園では、児童福祉に関連する施設として、児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見したときは、関係機関への連絡を行う義務があります。

また、出産や子育てに関する悩みや疑問についてもいつでもお気軽に御相談ください。なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、本所、児童相談所（電話189）又は多賀城市役所子ども家庭課までご連絡ください。

2.3 本園におけるその他の留意事項

喫煙	本園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、本園内における他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。

同意書の提出

本契約成立の証に、施設の概要・重要事項の説明への同意書の提出をお願いします。（提出がない場合入所が出来ません。）

また、いただいている個人情報の提供の同意書についても、提出の協力をお願いします。

年 月 日

(甲)
住 所 〒

氏 名 ⑩

(乙)
住 所 〒

氏 名 ⑩

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容, 負担を求める理由及び目的	金 額
オムツの処分費用	廃棄物処理用	月額 400円程度
延長保育料	短時間保育に係る延長保育料	1回以上の利用で 月額 1100円

※ 本園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。

